

小林市・高原町・野尻町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小林市・高原町・野尻町合併協議会規約（以下「規約」という。）

第12条第3項の規定に基づき、小林市・高原町・野尻町合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、小林市・高原町・野尻町合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、小林市・高原町・野尻町合併協議会（以下「協議会」という。）に提案する事項について、協議又は調整するものとする。

2 前項に規定するもののほか、小林市・高原町・野尻町の合併に関し必要な事項について、協議又は調整するものとする。

(幹事)

第3条 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置く。

3 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により選出する。

(会議)

第5条 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。

2 幹事長は、幹事会を代表し、会議の議長となる。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に支障があるときは、幹事長があらかじめ指名した副幹事長がその職務を代理する。

(関係職員等の出席)

第6条 幹事長は、必要に応じて幹事会に関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、規約第13条第1項に規定する協議会の事務局において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	職 名
小 林 市	両 副 市 長 総 務 課 長
高 原 町	副 町 長 ま ち づ く り 推 進 課 長
野 尻 町	副 町 長 総 務 企 画 課 長
専 門 部 会	専 門 部 会 長
事 務 局 等	事 務 局 長 事 務 局 次 長